



TOKOROZAWA

# 国民年金特集号

広報 **ところざわ** 平成15年(2003年) 2.20 号外  
国民年金課 ☎998-9095

もっと知ってね!

国民年金

学生なんだけど  
納めなくっちゃ  
いけないの?

→こんな質問は  
次のページ①へ

60歳になりました。年金は  
いつから受けられるの?

→こんな質問は  
次のページ⑦へ

失業して納めるのが大変です。  
免除制度のこと  
教えてください!

→こんな質問は  
次のページ②へ

亡くなった時、国民年金の  
手続きはありますか?

→こんな質問は  
次のページ⑥へ

会社を辞めました。  
国民年金の加入  
手続きを教えてください?

→こんな質問は  
次のページ③へ

あの～!  
年金をもらうには  
今からでも間に  
合うのかな?

→こんな質問は  
次のページ⑤へ

障害年金で…?

→こんな質問は  
次のページ④へ

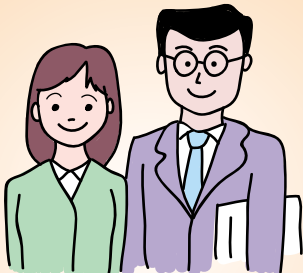
35才  
年金未加入

## 国民年金の加入は3種類



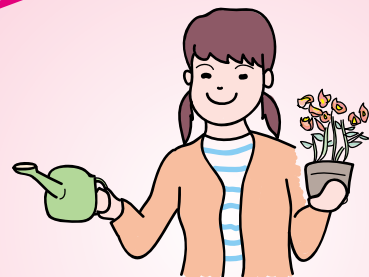
### 第1号被保険者

自営業者・自由業者・学生の方など  
(20歳以上60歳未満)



### 第2号被保険者

厚生年金・共済組合に  
加入している方



### 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている  
配偶者(妻または夫)で  
20歳以上60歳未満の方

# 20歳がスタート 国民年金

## 1 学生納付特例制度

学生の場合は、ご本人に収入がなければ保険料を納めることが猶予されます。  
毎年4月に手続きが必要になります。

- (手続きに必要なもの)**
- 年金手帳または納付書
  - 学生証(コピー可)

- (手続き先)**
- 国民年金課または出張所
- 学生納付特例期間は、納めた扱いにはならないので、10年以内に納めましょう。(追納)
  - 日本の学校教育法の認可を受けている学校の学生が対象です。

手帳  
年金

## 2 免除制度

保険料を納めることが困難な人は、申請し、承認されると申請日の前月から免除を受けることができます。  
免除にあたっては、社会保険事務所において前年の所得状況等の審査があります。  
申請手続きは、毎年必要になります。  
**(平成15年度から承認期間が7月～翌年6月に変わります。)**  
免除を受けた期間は10年以内に限り、納めることができます。(追納)

- (手続きに必要なもの)**
- 年金手帳または納付書
  - 転入してきた人は、前年の所得証明
  - 失業等により免除を希望する人は、離職票または雇用保険受給資格者証

- (手続き先)**
- 国民年金課または出張所
- 免除には全額免除と半額免除(半分を納める)があります。

## 6 国民年金に加入している人が亡くなったとき

国民年金に加入している人が亡くなったときには、つぎの年金または一時金を受けることができます。手続きは、国民年金課になります。

**遺族基礎年金**  
亡くなった人に生計を維持されていた18歳以下(障害者の場合は20歳未満)の子のある妻、または子が受けることができます。

- (受けるための要件)**
- 亡くなった人が国民年金に加入中、または老齢基礎年金を受ける資格のある人
  - 保険料を納めた期間や免除を受けた期間が一年以上あること

**寡婦年金**  
保険料を納めていた夫が何の年金も受けずに死亡した場合、その妻が60歳から65歳まで受けることができます。

- (受けるための要件)**
- 保険料を納めた期間や免除を受けた期間が、25年以上あること
  - 婚姻期間が10年以上あること

**死亡一時金**  
保険料を納めている人が何の年金も受けずに死亡した場合、その遺族が受けることができます。

納めて安心  
国民年金

60歳  
加入終了

年金

## 7 年金を受けるのは何歳から

国民年金は60歳まで納めて、65歳から年金を受けることになります。

**繰上げ請求**……年金を受けるための期間を満たしている人は、60歳を過ぎればいつでも年金を受けることができます。この場合、年金額は減額されます。

**65歳**……ご本人が受けられる基本の年金額を受けることができます。

**繰下げ請求**……年金を受けるための期間を満たしている人が65歳を過ぎて年金を受ける場合、年金額は増額されます。

○年金の請求は、60歳を過ぎて希望する年齢になったら、ご自分で手続きをすることになります。

- (手続き先)**
- 第1号被保険者期間だけの人……国民年金課
  - 第3号被保険者期間のある人……社会保険事務所
  - 厚生年金の期間のある人……社会保険事務所
  - 共済組合の期間のある人……各共済組合

## 3 退職にともなう手続き

厚生年金や共済組合から国民年金に切り替えが必要になります。

- (手続きに必要なもの)**
- 年金手帳または基礎年金番号通知書
  - 退職日の確認ができる書類

例えば

- 離職票
- 退職証明書
- 社会保険資格喪失証明書
- 辞令 など

○退職された人の配偶者が第3号被保険者(通称サラリーマンの奥様)の場合は、配偶者の年金手帳が必要になります。

- (手続き先)**
- 国民年金課または出張所

## 5 年金をもらうためには

- 年金をもらうためには、次のような期間が25年以上必要になります。
- 国民年金保険料を納めた期間
  - 免除や学生納付特例を受けた期間
  - 第3号被保険者の期間
  - 厚生年金や共済組合に加入していた期間
  - カラ期間

**■カラ期間とは?**  
年金額には反映されませんが、期間としては加算されるものです。

- 平成3年3月以前で、学生だった期間
- 海外に住んでいた期間
- 昭和61年3月以前で、厚生年金や共済組合に加入していた配偶者に扶養されていた期間

他にも細かい規定がありますので、くわしいことはお問い合わせください。

**任意加入制度**  
年金を受けるための期間が足りない人や、年金額を増やしたい人は、60歳から65歳まで任意で加入できます。(昭和30年4月1日以前の生まれで、期間が足りない人は、最高70歳まで加入できます。)手続きは、国民年金課になります。

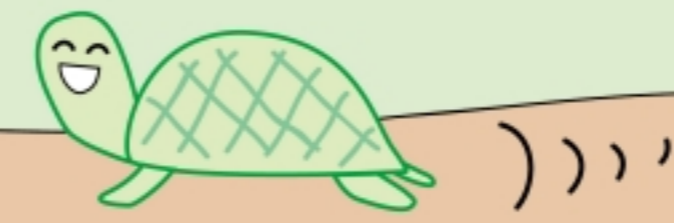
35歳  
年金記録の確認を!!  
40歳  
今まで未加入の人、  
年金加入のラストチャンス!!

## 4 障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になったとき受けることができます。手続きは、国民年金課になります。  
障害基礎年金を受けられるのは、次の要件のいずれかに該当されている場合です。

- (受けるための要件)**
- ㊦20歳前に初診日があること
  - ㊧初診日に国民年金に加入していた人
  - ㊨国民年金に加入していた60歳～65歳の人(ただし老齢基礎年金受給前)

○㊦と㊨の場合は、保険料を納めた期間や免除を受けた期間が一年以上あること。  
○初診日とは、障害のもととなった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日です。



# 年金は 世代と世代の 支え合い

## 案内図



この特集号は、「年金て、なに？」という多くのご質問に答えるために作成したものです。

さらに詳しいことを知りたいという方は、下記までお問い合わせください。

### ■ 厚生年金や年金制度全般について

所沢社会保険事務所

☎998-0100

### ■ 共済年金について

加入されている共済組合

### ■ 国民年金について

所沢市役所国民年金課

☎998-9095

### ■ 年金制度全般・年金額簡易積算

【社会保険庁ホームページ】

アドレス <http://www.sia.go.jp/>

【年金電話番】

☎03-3335-6666